

# シンガポールにおける意匠登録出願 制度概要



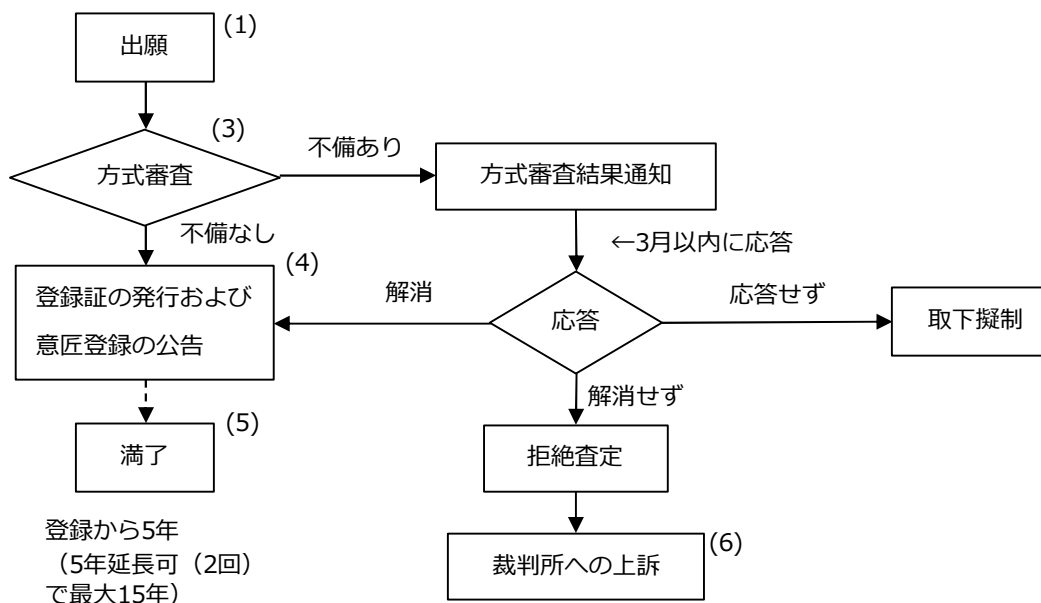
オンダ国際特許事務所  
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

金森晃宏  
(弁理士)

特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生として日本貿易振興機構(ジェトロ)に出向し、2014年10月～2016年3月までジェトロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェトロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(2016年度)」および「ASEAN 法律事務所調査(2017年度)」にも協力。

## ■意匠出願手続の流れ

シンガポールにおける意匠出願手続に関するフローチャートを以下に示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



## ■詳細および留意点

### (1) 出願

・記載言語は、英語であり、意匠登録出願の願書には、下記の事項を記載する（意匠法第11条）。

(a) 出願人の名称および住所

- (b) 意匠の明瞭な表示
- (c) 意匠に係る物品および分類
- (d) 新規性の陳述

・先の出願に基づく優先権を主張する場合は、最初の出願がなされた日から 6 月以内に意匠登録出願を行う（意匠法第 12 条）。この場合、願書に以下の事項を含める（意匠規則 19）。

- (a) 優先出願（先の出願）がなされた国または領土
- (b) 優先出願がなされた日
- (c) 物品の分類
- (d) 優先権が主張されている物品

・物品の分類が同一であれば、一の意匠登録出願に複数の意匠を含めることができる（意匠規則 22）。

・シンガポールは、ハーグ協定の加盟国であるため、国際登録に基づいて保護を求めることもできる。

## (2) 登録要件

- ・意匠が登録されるには、新規性が要求される（意匠法第 5 条）。
- ・公序良俗に反する意匠、コンピュータプログラムまたは配置設計は、登録することができない（意匠法第 6 条、第 7 条）。

## (3) 方式審査

・取下げられていない意匠登録出願は、登録官により方式要件を満たすか否かの審査が行われる（意匠法第 16 条（1））。登録官は、方式要件を満たさない場合には、出願人にその旨の通知書を送付し、出願人は、通知日から 3 月以内に書面による意見陳述や補正等を行うことができる。出願人が通知日から 3 月以内に意見陳述等を行わない場合、出願は取下げられたものとして取り扱われる（同条（2）、意匠規則 27（2）、（3））。

・登録官は、方式審査の後、かつ補正をする機会を出願人に与えた後に、出願が方式要件を満たしていないと決定した場合には、意匠登録出願を拒絶することができる（意匠法第17条）。

#### (4) 登録証の発行および意匠登録の公告

・意匠登録出願が方式要件を満たすと登録官が決定した場合、意匠を登録し、登録証を発行する。また、意匠登録の通知および意匠の表示を意匠公報に公告する（意匠法第18条）。

・意匠登録出願の審査過程で、その意匠の登録可能性等の実体審査は行われず、方式審査のみが行われる（意匠法第19条）。

・出願人は、意匠登録出願をするに際し、意匠の公告を18月延期するよう請求することができる（意匠法第18A条、意匠規則28A）。

#### (5) 存続期間および延長

・意匠登録の存続期間は、登録日から5年である（意匠法第21条（1））。

・意匠登録の存続期間は、2度にわたり5年間延長でき、最大で15年となる（同条（2））。

・延長手続は、延長手数料の納付を条件に、存続期間満了前6月以内に行うことができる。また、存続期間満了後6月期間内は、延長手数料に加え、遅延手数料の納付を条件に更新手続を行うことができる（意匠規則35）。

#### (6) 不服申立て

・登録官の決定に対しては、裁判所へ上訴することができる（意匠法第62条）。

### ■ソース

シンガポール意匠法

シンガポール意匠規則

シンガポール知的財産庁ウェブサイト

([https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/design/application-proce  
ss](https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/design/application-process))

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)